



明 都 景 答 第 1 号
2026年(令和8年) 月 日

明石市長 丸 谷 聡 子 様

明石市都市景観審議会
会 長 八 木 雅 夫

景観計画の策定について（答申）

2024年（令和6年）3月18日付け明都景諮第1号で諮問のあったみだしのことについては、慎重に審議した結果、別添「明石市景観計画」（案）のとおり策定するのが適当であると認める。

なお、この計画の運用にあたっては下記の点に留意し、明石らしい都市景観形成のための取り組みを一層積極的に推進されたい。

記

- 1 景観法及び都市景観条例に基づく景観行政の推進
市は、景観法及び都市景観条例に基づく各施策を実施するとともに、市民意識の高揚と景観まちづくりの進展に応じて、適宜、その見直しに努めること。
- 2 明石市都市景観形成基本計画との一体的な取り組み
景観計画の策定に際し、市の景観まちづくりの方針となる「明石市都市景観形成基本計画」についても別添案のとおり改定するのが適当であると認めるとともに、明石らしい景観形成のさらなる推進を図るため、景観計画と相互に補完しながら一体的に取り組むこと。
- 3 対話と共創による取り組み
明石市景観計画（案）及び明石市都市景観形成基本計画（改定案）は、諮問から計5回の会議を開催し、専門的な知見や市民としての視点のもと、ワークショップや意見公募手続による幅広い意見を踏まえ、活発かつ慎重に議論を重ねて取りまとめたものであることから、今後の景観まちづくりにおいて十分尊重すること。

以 上